

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行 東京都

目次

19

条例

○東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例………（産業労働局）…二

○東京都海上公園条例の一部を改正する条例………（港湾局）…二

○東京都空港条例の一部を改正する条例………（同）…三

○東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例………（東京都労働委員会）…三

○東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例の一部を改正する条例………（同）…四

○東京都公害紛争処理条例の一部を改正する条例………（環境局）…四

○東京都自然公園条例の一部を改正する条例………（同）…四

○東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例………（建設局）…七

○東京都立公園条例の一部を改正する条例………（同）…七

○東京都靈園条例の一部を改正する条例………（同）…八

条例のあらまし

弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第七五号）

一 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬の額を引き上げます。

（一）会長
職務に従事した日一日につき

二八、一〇〇円 ↓ 二六、四〇〇円

（二）委員
職務に従事した日一日につき

二六、三〇〇円 ↓ 二六、六〇〇円

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

一 東京都立東京港野鳥公園及び東京都立春海橋公園の区域を改めるとともに、利用料金制の対象を拡大するほか、使用料及び占用料の上限額を改定します。

二 この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

●東京都空港条例の一部を改正する条例（条例第七七号）

一大島空港格納庫事務室の設備使用料の区分を設定するほか、規定を整備します

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第七八号）

一 東京都労働委員会委員の報酬の額を引き上げます。

（例）会長

月額 五二四、〇〇〇円 ↓ 五三〇、〇〇〇円

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

- 一 東京都労働委員会あつせん員の費用弁償に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都公害紛争処理条例の一部を改正する条例(条例第八〇号)

- 一 陳述若しくは意見を求められた参考人又は鑑定を依頼された鑑定人の費用の支給に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例(条例第八一號)

- 一 使用料及び占用料の上限額を改定するほか、有料施設等の使用料及び利用料金に係る規定を改めます。

(例) 有料施設等の使用料及び利用料金

東京都立大島公園海のふるさと村 キャンプ場

バンガロー 一室一泊 一二、〇〇〇円

- 二 この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

●東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第八二号)

- 一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第二三二一号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年東京都条例第百二十一号)の一部を次のように改正する。
- 第二条中「二万八千百円」を「二万八千四百円」に、「二万六千三百円」を「二万六千五百円」に改める。
- 第四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

- 東京都立公園条例の一部を改正する条例(条例第八三号)
- 一 都立公園の使用料及び占用料の上限額を改定します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。
- 東京都靈園条例の一部を改正する条例(条例第八四号)
- 一 染井靈園の立体埋蔵施設使用料の上限額を改定するとともに、雜司ヶ谷靈園の樹林型合葬埋蔵施設使用料に係る規定を設けます。

条 例

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

●東京都条例第七十五号

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁

償に関する条例(昭和二十七年東京都条例第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千百円」を「二万八千四百円」に、「二万六千三百円」を「二万六

- 千五百円」に改める。
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

(例) 染井靈園の立体埋蔵施設使用料

一箇所につき 五九七、〇〇〇円 ↓ 一、五五二、〇〇〇円

- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

令和七年三月三十一日

◎東京都条例第七十六号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

東京都大田区東海三丁目 東海六丁目

東京都中央区晴海二丁目

別表第二の項中「千七百三十二円」を「二千六十八円」に改め、同表二の項中「五百八十三万一千三百円」を「六百五十六万一千二百円」に改める。

有明親水海浜公園	ビーチバレー施設	一面一回（一時間以内）	四千百円
----------	----------	-------------	------

別表第五「三百四十九日」を「三百四百日」に、「五百一三日」を「六百二十七日」に、「一千二十六円」を「一千二百五十四円」に、「四百十円」を「五百一円」に、

「三十四円」を「四十一円」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一ふ頭公園の部東京都立春海橋公園の項位置の欄の改正規定は、同年八月一日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正前の東京都海上公園条例の規定により既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都営空港条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

○東京都条例第七十七号

東京都営空港条例の一部を改正する条例

る。
東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正す

別表第一 設備使用料の部 大島空港格納庫の項を次のように改める

別表第一備考一ただし書、備考五及び備考六中「大島空港格納庫」の下に「（格納庫）」を加える。

附則
の条列は、令和七年四月一日から施行する。

1

する。

令和七年三月三十日

◎東京都条例第七十八号

東京都知事 小池百合子

条例

（昭和二十四年東京都条例第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「車賃、日当、旅行雜費、宿泊料、食卓料、渡航手數料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費」に、「十種」を「九種」に改める。

別表中「五十二万四千円」を「五十三万円」に、「四十六万八千円」を「四十七万三千円」に、「四十三万円」を「四十三万五千円」に改める。

附
則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
2 この条例による改正後の東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例第四条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出发した旅行については、なお従前の例による。

東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

◎東京都条例第七十九号

東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例の一部を改正する条例

一部を次のように改正する。

第二条第二項中「車賃、旅行雜費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附
則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都労働委員会あつせん員の費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については

なお従前の例による。

◎東京都条例第八十一号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

東京都知事 小池百合子

東京都公害紛争処理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

○東京都条例第八十号

東京都公害紛争処理条例の一部を改正する条例

（昭和四十五年東京都公害対策条例第百四十九号）の一部を次のよ

日本書紀傳 卷之七

第五条第一号中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条に次の二項を加える。

七十六円」に、「千百七十五円」を「千二百十二円」に改める。

別表第三の二 一の部(二)の項中

キャンプ場		デッキテントサイト		一般	
フリーテントサイト	小学生及び中学生	小学生及び中学生	一般	小学生及び中学生	一般

キャンプ場		デッキテントサイト		一般	
フリーテントサイト	小学生及び中学生	小学生及び中学生	一般	小学生及び中学生	一般
バンガロー	一般	一般	一般	一般	一般
	小学生及び中学生	小学生及び中学生	小学生及び中学生	小学生及び中学生	小学生及び中学生
	一室一泊		一人一泊		一人一泊
		千円			三百円
		五百円			百五十円
		八百円			二百円
		四百円			百円
	円	一万二千			

を
に改める。

第二条 東京都自然公園条例の一部を次のように改正する。

第五十三条の二を削る。

第五十四条第一項中「第五十三条」を「前条」に改める。

第五十五条中「知事又は」及び「知事は第五十三条の二第一項の使用料を、指定管

理者は」を削る。

第六十二条中「、予納金」を削り、同条ただし書中「、占用料及び予納金」を「及

び占用料」に改める。

第六十六条の三第三項を次のように改める。

3 前項の場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「第四十

四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可」とあ

るのは「第五十三条の承認」と、「自然公園施設又は附帯施設」とあるのは「有料

名称	単位
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回（一時間以内）
四百円	利用料金

(一) テニスコート

施設等」と、「別表第二」とあるのは「別表第四」と、「規則で」とあるのは「知事が」とする。
別表第三の二を削る。

別表第四 一の項を次のように改める。

一 有料施設の利用料金

		東京都立大島公園海のふるさと村										セントラルロッジ		名称
		東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村										一般		種別
フリーテント		東京都立奥多摩湖畔公園キャンプ場内において使用する場合										小学生(小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるもの)を含む。)の児童をいう。以下同じ。)及び中学生(中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部及びこれらに準ずるもの)を含む。)の生徒をいう。以下同じ。)		学齢に達しない者(一ベッド使用の場合)
デッキテント		東京都立奥多摩湖畔公園キャンプ場内において使用する場合										一般		種別
東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村キャンプ場内において使用する場合		東京都立奥多摩湖畔公園キャンプ場内において使用する場合										一人一泊		利用料金
八人用		八人用										三千六百円		利用料金
一組一泊		一組一泊										四千五百円		利用料金
二千円		二千円										一千八百円		利用料金
フリーテントサイト		フリーテントサイト										一千一泊		単位
小学生及び中学生		小学生及び中学生										三千六百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
四百円		四百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
二千円		二千円										一千八百円		利用料金
一千円		一千円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金
三百円		三百円										一千八百円		利用料金
二百円		二百円										一千八百円		利用料金
一百円		一百円										一千八百円		利用料金
五百円		五百円										一千八百円		利用料金

デッキテント		東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合		一組一泊 四千円	
フリーテント	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場合	五人用		八人用	
		一組一泊	三千円	一組一泊	四千円
	東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	二千円	一組一泊	二千円

に改める。

附 則 (施行期日)

1 この条例中第一条並びに次項及び附則第四項の規定は令和七年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は東京都規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされている同条の規定の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

3 第二条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされている同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料及び予納金については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 第二条の規定による改正後の東京都自然公園条例別表第四の規定（東京都立大島公園に係る部分に限る。）による有料施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行の日前においても行うことができる。

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十二号

●東京都条例第八十三号

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。
別表第三一の項中「一万二千五百六十八円」を「一万四千二百九十円」に改め、同表二の項中「七百六十六万五千九百円」を「九百三十九万四千八百円」に改める。

別表第四中「千四百四十九円」を「千四百四円」に、「千二十六円」を「千二百五十四円」に、「四百十円」を「五百一円」に、「五百十三円」を「六百二十七円」に、「八千二百八円」を「一万三十二円」に、「一万九千二百円」を「二万三千五百円」に、「六十八円」を「八十三円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十四号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「五十九万七千円」を「百五十五万二千円」に、

樹林型合葬埋蔵施設		
小平靈園	多磨靈園	雜司ヶ谷靈園
一体につき		
十二万六千円	九万一千円	十万六千円

を

に改める。

樹林型合葬埋蔵施設		
小平靈園	多磨靈園	雜司ヶ谷靈園
一体につき		
十二万六千円	九万一千円	十万六千円

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

発行 東京
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。) 三〇円

印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051